

令和3年（行ウ）第1号 処分取消等請求事件

原告 神貢一、槌谷和幸

被告 寿 都 町

証 拠 説 明 書

(甲18～甲25)

2021年9月14日

函館地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲18の1	公文書開示決定通知書	写 2021年8月30日	被告議会議長	原告神が被告の実施機関議会に対して「平成17年第1回定例会寿都町情報公開条例の制定の部分の議事録」の開示を求め、実施機関により該当の公文書が開示された事実。
甲18の2	平成17年第1回定例会議事録(抄)	写 2005年3月10日	被告議会	被告議会の平成17年第1回定例会において寿都町情報公開条例が制定された事実、及びその審議内容。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 19	議会だより「寿都湾」No. 125 (抄)	写 2005年5月	被告議会	被告議会の平成17年第1回定例会において寿都町情報公開条例が制定された事実。
甲 20	原子力の研究と利用に関し公開、民主、自主の原則を要求する声明	写 1954年4月23日	日本学術会議	日本学術会議が、いわゆる原子力3原則に関する総会声明を发出した事実及びその内容。
甲 21	寿都町議会委員会条例	写 1987年3月18日	被告議会	寿都町議会が、地方自治法109条に基づき委員会を設置している事実。 委員会は、議員以外の傍聴については委員長の許可制である事実(17条1項)。委員会の議事内容については本会議の会議録に委員会報告書として記載されることとなっている事実(27条)。
甲 22	公文書開示決定通知書	写 2021年8月30日	被告議会議長	原告榎谷が被告の実施機関議会に対して「令和3年3月3日、4日に開催された特定放射性廃棄物最終処分事業調査特別委員会に関して、寿都町議会委員会条例27条に基づいて作成された記録のすべて」の開示を求め、実施機関により該当の公文書が開示された事実。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 23	公文書開示決定通知書	写 2021年8月30日	被告議会議長	原告榎谷が被告の実施機関議会に対して「令和3年4月27日に開催された寿都町議会の全員協議会の配付資料、議事録」の開示を求め、実施機関により該当の公文書が開示された事実。
甲 24	ニセコ町情報公開条例の手引き(抄) (前文から9条関係まで)	写 2004年頃	ニセコ町	被告の情報公開条例8条(2)号と類似の条文をもつニセコ町情報公開条例に関して、いわゆる法令秘情報について「第2号は、法及び個別条例の規定は、一般的な規定を定めたこの条例の規定に優先することから、法と条例、条例と条例との関係により、公開することができない情報があることを定めたものである。」などと説明している事実。 その他、条例の規定についての具体的な説明内容。
甲 25	陳述書	写 2021年9月7日	沢村國昭氏	寿都町議会全員協議会において、その非公開についての議論の経緯。議事録については、非公開とする明確な形での申し合わせがなく、最終的に議長が非公開と決した事実。 甲14の5の作成経緯。